

議会受付番号	鎌議第 1655 号
質問者	長嶋 竜弘議員
答弁する者	部長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

ノー残業デーの状況について

2 質問の要旨

別紙写真の通り、平成 27 年 11 月 4 日（水）ノー残業デーにもかかわらず、文化財部、議会事務局を除き、殆どの部署で多くの職員が残って残業を行っていた。

（写真は 18 時 20 分～18 時 55 分撮影、別連はチェックしておりません）

- ① 同日命令によって残業を行っていたのは全庁で何名いたのか。
- ② 事後承諾で残業を認めた職員は何名いたのか。
- ③ ①と②以外で 18 時 15 分以降に残っていた職員（サービス残業と思われる職員）は何名いたのか。
（以前、鎌議第 1427 号でサービス残業はチェックして把握していると回答しているので、把握していないという回答は認めません）
- ④ ノー残業デーにもかかわらず多くの職員が退庁しないで残留していた事をどのように考えているのか。
- ⑤ ④をふまえて今後どのような是正措置を何時からやるのか。

3 答弁

- ① 所属長からの命令によって勤務を行った職員は、51 名いました。
- ② 事後承諾で超過勤務を行った職員は、100 名いました。
- ③ 鎌議第 1427 号でお答えしたとおり、職員の超過勤務については、所属長がチェックすることとなっていることから、所属長に確認したところ、サービス残業ではありませんが、上司からの命令を受けず職場に残っていた職員が、49 名いました。
- ④ ノー残業デーであっても、業務の都合上、超過勤務が発生するやむを得ない事情がありますので、それに代わるノー残業デーを別の日に設定するよう指導するなど職員の健康障害防止を推進していきます。
- ⑤ 上記④のとおり、今後もノー残業デーに定時退庁できなかった職員については、所属長に対し、それに代わるノー残業デーを別の日に設定するよう指導徹底していきます。